

三好市長 様

空き家バンク登録申込書

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

このことについて、三好市空き家情報登録制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 登録内容は、様式第2号「空き家バンク」登録カード記載のとおりです。
- 2 次に掲げるすべての事項に同意します。
 - ①市長が当該空き家及びその所有者の確認を行なうため、住宅図面等の課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
 - ②市長が実施する実地調査により、登録することが適当でない判断する場合は、登録を不可とすること。
 - ③市長が当該空き家の現地調査（写真撮影を含む。）を必要に応じて実施する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に登録内容を情報提供すること。
 - ④市長が三好市ホームページ等において登録された物件の紹介（写真、内部動画を含む。）をすること。
 - ⑤市長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望登録者に閲覧させ、又は その写しを交付すること。
- 3 市長が実施する実地調査の結果、登録不可となった場合でも、空き家活用的手段として宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に様式第2号「空き家バンク」登録カードに記載されている内容を提供することを承諾します。

①はい（ ） ②いいえ（ ） ※どちらかのカッコの中に○印をご記入ください。
- 4 契約交渉について、次のとおり①（直接型）又は②（間接型）のいずれかを選択します。
 - ①契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
 - ②契約交渉に関わる全てについて、_____へ仲介を依頼します。併せて、仲介業者への情報提供を承諾いたします。
- 5 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

※裏面の注も必ずご確認ください。

注

- (1) 三好市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、宅建業者への依頼をお勧めいたします。
また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- (2) 三好市個人情報保護条例（平成 18 年三好市条例第 13 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者及び宅地建物取引業者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。